

「国交省補助事業」応募に係るLEVOリース申し込みについて

本リース事業は、LEVOリースが完了した後に、LEVOが国交省へ補助金申請(実績申請)の応募を行うリース事業です。補助金については、書類に不備が無く、受理され、LEVOへ補助金が支払われた後、運送事業者様へ同額を振り込みます。**※リース料に補助金は充当しません。**

途中予算額を超過した場合、受付が終了するというリスク、理由を問わず補助金が交付されない、また減額もありうることを予めご理解の上、お申込みいただきます。

事業の流れのイメージ（3ステップ）

①LEVOリース完了（約1～2ヶ月）⇒ ②国交省へ補助金応募（受理）⇒ ③補助金支払

LEVOの公式募集期間は 令和8年4月1日(水)～6月12日(金)16時まで

募集期間の理由: 早期に国の募集受付が締め切られる可能性があるため。昨年度は下記のとおり

昨年度の受付期間(令和7年度): 令和7年7月31日～令和8年1月30日

※「過労運転防止」は11月7日受付終了

過去には公募開始1週間程度で予算消化し、募集が締め切られることもあったため、**LEVOの公式募集期間は令和8年6月12日16時までとします。ただし、補助金申請の応募に間に合わないリスクを承知のうえのお申し込みであれば、継続して受け付けます。**

注意事項

各募集期間の途中、国の予算額を超過した場合、受付が終了するリスクがあることを予めご理解のうえ、申請をお願いいたします。既にLEVOが機器発注済みの場合は、通常リース(補助金申請なしの一般リース)への変更となります。(一般リースからの切り替えについても同様となります。)

LEVOリース申し込みから補助金申請および補助金の振込までの流れ

- 1. 補助金を活用したLEVOリース申し込み(必要書類一式をご提出ください。)
2. 与信
3. リース契約書の取り交わし
4. 機器の発注 **※機器発注前に機器を装着された場合は無効となりますのでご注意ください。**
5. 機器の取付・装着
6. 装着完了・検収書の提出(納品書、請求書等の提出)
7. 機器販売会社様へ機器代金の支払い
8. 機器販売会社様からの領収証の提出(補助金申請に必要となります。)
9. 国への補助金申請書類一式の作成(LEVOが作成します。)
- 10. 国への補助金申請書類の提出(受理)
(※「1. 申し込み」から「10.国への補助金申請」まで通常2ヶ月程度を要します。)
11. 額の確定通知受理
12. 事業者様へLEVO宛補助金振込み請求書(兼振込口座確認)の作成依頼(メール送信)
13. LEVOへの補助金の入金確認
14. 事業者様指定口座へ補助金の振込み

※ただし、既に一般リースにて発注まで終了している場合は2,3,4は不要

※国交省の補助事業について、詳しくは国交省のホームページを参照願います。

提出先のメールアドレス: ems2026*levo.or.jp (←「*」を「@」へ変更してください。)

※メールの件名には必ず、「申請事業者名」+「国交省補助金希望」を表記してください。

申請書類等の提出に関する注意事項について

「提出書類チェックシート」の番号を参照に、各注意事項の通りに申請書類を提出してください。

1. 補助金申請・機器導入リース申込書・・・1部(エクセル・メール提出)

- ① 申込書に必要事項を記入後、エクセルにてメール提出
- ② メール送信の件名は必ず、御社名を表記してください。(例:「〇〇運送_申込書」)
過去3年の間において、行政処分(道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法、特定地域及び準特定地域における一般常用旅客自動車運送業者の適正化及び活性化に関する特別措置法のいずれかに基づくもの。(ただし、警告および勧告は含まない。))を受けていない者。

2. 導入機器の見積書・・・1部(エクセル・メール提出)

- ① 申請時は補助対象・補助対象外も一緒に見積
- ② 国交省補助金申請時に必要な場合、明細書にて補助対象と対象外を分けていただくことがあります。

3. 装着車両一覧表[※登録番号の小さい順に記入]・・・1部(エクセル・メール提出)

- ① リース物件の管理用に使用しますので、必ず、エクセルデータにて送信してください。
- ② 車検証の内容を正しく記載してください。(間違いが多い場合、再提出を依頼することがあります)
- ③ 必ず「登録番号の小さい順に記入」し、車検証もその順番にスキャン願います。

4. 車検証(写し)・・・1部(PDF・メール提出) [※装着車両一覧表の順番に合わせること]

- ① 「自動車検査証(車検証)」、「自動車検査証記録事項」両方の写し
- ② 「装着車両一覧表」の記載順に車検証を揃えて提出してください。
- ③ 有効期間が満了していない車検証をご提出ください。
- ④ 記載内容が不鮮明な車検証の写しでないことを確認の上、ご提出をお願いします。
※検収時に有効期間が満了している場合は、その時点で再提出をお願いします。

5. 補助対象機器のカタログ(車載器、事業所用機器)・・・1部(PDF・メール提出)

- ① カタログ等により導入機器がわかる資料

6. 決算書類(直近3カ年分)・・・1部(PDF・メール提出)

直近3カ年分の写し(下記①～⑥のみ)1部提出してください。
令和7年度分が未完成の場合は、令和8年3月末試算表を提出してください。

- ① 決算報告書_表紙
- ② 貸借対照表
- ③ 損益計算書

7. 商業登記簿謄本の写し・・・1部(PDF・メール提出)

写しをPDFにてメール提出(契約時に原本提出(発行から3ヶ月以内))

8. 会社概要・・・1部(エクセル・メール提出)

LEVO様式の会社概要へ必要事項を記入し、1部ご提出ください。

9. 事業報告書または営業報告書(直近分の写し)・・・1部(PDF・完了報告時に最新をメール提出)

旅客自動車運送業等報告規則第2条又は貨物自動車運送事業報告規則第2条に掲げる事業報告書の直近事業年度分の「表紙」、「資本金の額、従業員数の記載があるページ」、「損益計算書のページ」、「貸借対照表のページ」のみご提出ください。

<<申請書類は返却しないため、提出した書類を全てコピーして保管願います>>

※提出・お問い合わせ先:

一般財団法人 環境優良車普及機構 事業部
〒160-0004 東京都新宿区四谷 2-14-8 YPCビル
Tel: 03-3359-8465 Fax: 03-3353-5435

電子メールアドレス: ems2026*levo.or.jp (←「*」を「@」へ変更してください。)

※メールの件名には必ず、「申請事業者名」+「国交省補助金希望」を表記してください。